

利用者のために

平成26年度に実施した作物統計調査における面積調査（耕地面積調査及び作付面積調査）及び特定作物統計調査における作付面積調査の結果である。

1 調査の概要

(1) 調査の目的

本調査は、農業の生産基盤となる耕地と農作物の作付けの実態を明らかにし、生産対策、構造対策、土地資源の有効活用等の各種土地利用行政の企画立案のための資料及び行政効果を判定するための資料に活用することを目的としている。

(2) 調査の根拠

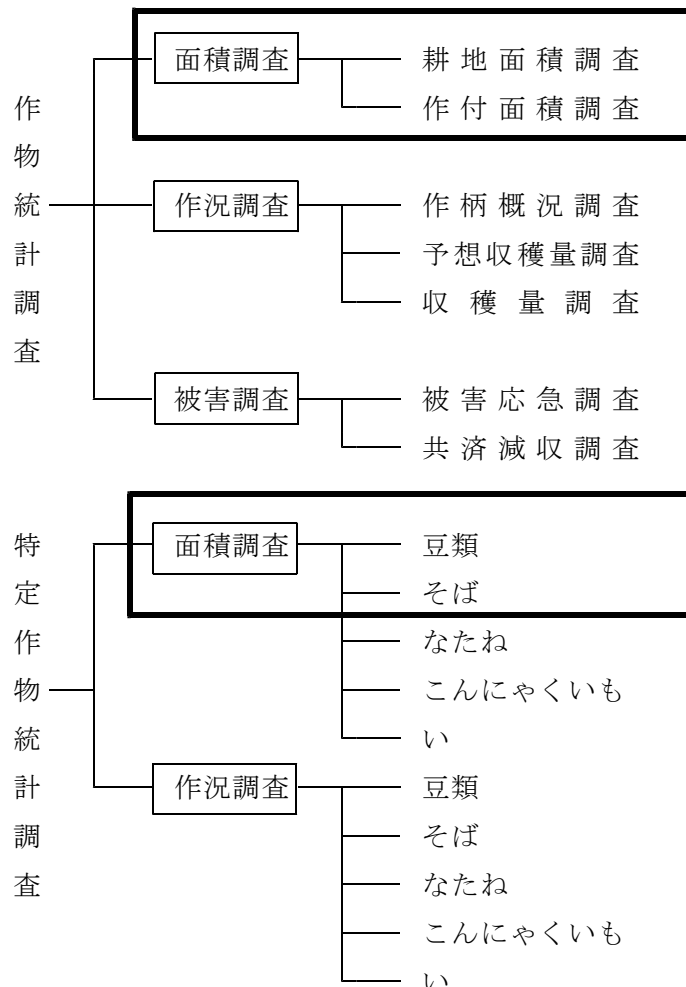
作物統計調査は、統計法（平成19年法律第53号）第9条第1項に基づく総務大臣の承認を受けて実施した基幹統計調査である。

また、特定作物統計調査は、同法第19条第1項に基づく総務大臣の承認を受けて実施した一般統計調査である。

(3) 調査の機関

調査は、農林水産省大臣官房統計部及び地方組織を通じて行った。

(4) 調査の体系（太線部分が公表した範囲）



(5) 調査の範囲

全国の各都道府県を対象に行っている。

(6) 調査対象

ア 耕地面積調査

全国の各都道府県の田耕地及び畑耕地

イ 作付面積調査

(ア) 水稻作付面積

水稻の栽培に供された全ての土地

(イ) 水稻以外の作物の作付（栽培）面積

調査対象作物を取り扱っている全ての農協等の関係団体

(7) 調査事項

本調査における面積は水平投影面積とし、次の事項について調査する。

ア 耕地面積調査

(ア) 耕地の種類別面積

(イ) 耕地の種類別の拡張及びかい廃面積

イ 作付面積調査

(ア) 水稻の作付面積及び用途別面積

(イ) 水稻以外の作付（栽培）面積及び用途別面積

(8) 調査期日

ア 耕地面積調査

耕地面積	平成26年 7 月 15 日
耕地の拡張及びかい廃面積	平成25年 7 月 15 日～26年 7 月 14 日

イ 作付面積調査

水稻、果樹及び茶	平成26年 7 月 15 日
豆類	平成26年 9 月 1 日（注）
陸稲、麦類、そば、かんしょ及び飼肥料作物	収穫期

注： 豆類のうち北海道の小豆、いんげん及びらっかせいの調査期日は、平成26年 7 月 1 日である。

(9) 調査方法の概要

ア 耕地面積調査及び水稻作付面積調査

(ア) 耕地面積及び水稻作付面積

a 母集団の編成

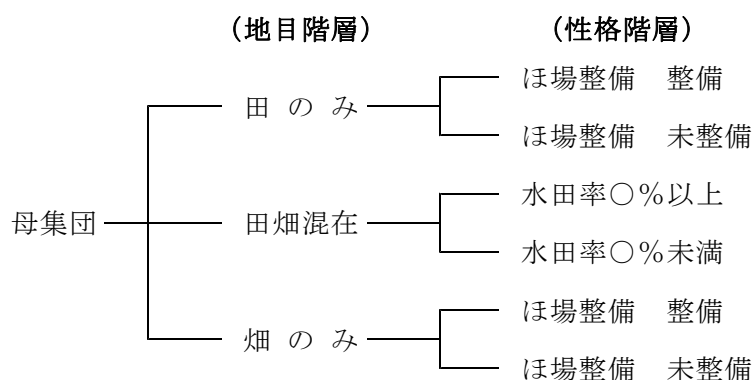
空中写真（衛星画像等）に基づき、全国の全ての土地を隙間なく200m四方（北海道にあっては、400m四方）の格子状に区分した上で、耕地が存在する区画を調査のための「単位区（けい畔で区切られた現況1枚ごとの筆の集まり）」とし、この単位区の集まりを母集団としている。

母集団は、ほ場整備、宅地への転用等により生じた現況の変化を反映するため、単位区の情報を補正することにより整備している。

b 階層分け

調査精度の向上を図るため、母集団を各单位区内の耕地の地目に基づいて地目階層（「田のみ階層」、「田畑混在階層」及び「畑のみ階層」）に分類し、次にそれぞれの地目階層について、ほ場整備の状況、水田率等の指標で設定した性格階層に分類している。

階層分け模式図（例）



c 標本配分及び抽出

都道府県別の田畑別耕地面積及び水稻作付面積が的確に把握できるよう階層ごとに標本数を配分し、系統抽出法により抽出する。

なお、各階層内の単位区は、bで示したように地目及び性格が類似したものであるため、抽出された標本は階層の代表性が高いものとなっている。

d 実査（対地標本実測調査）

抽出した標本単位区内の全ての筆について、1筆ごとに現況地目及び耕地の境界並びに作付けの状況及びその範囲を確認する。

e 推定

「標本単位区の台帳面積の合計」に対する「実査により得られた標本単位区の現況見積り面積の合計」の比率を「母集団（全単位区）の台帳面積の合計」に乘じ、これに台帳補正率（別途面積調査用の地理情報システムを使用して求積した結果に基づき算出した台帳面積に対する実面積の比率）を乗じることにより、全体の面積を推定している。

$$\text{推定面積} = \frac{\text{標本単位区の現況見積り面積合計}}{\text{標本単位区の台帳面積合計}} \times \text{全単位区の台帳面積合計} \times \text{台帳補正率}$$

なお、けい畔面積については、別途実測により測量したけい畔割合（率）を推定結果に乗じて算出している。

f その他

遠隔地、離島、市街地等の対地標本実測調査が非効率な地域については、職員による巡回・見積り、情報収集等によって把握している。

(イ) 耕地の拡張及びかい廃面積

職員による巡回・見積り、情報収集等によって把握している。

なお、耕地の拡張及びかい廃面積は、平成25年7月15日から平成26年7月14日まで

に生じたものである。

- (ウ) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）により立入りが制限されている区域

福島県のうち原子力災害対策特別措置法により立入りが制限されている区域については、対地標本実測調査及び職員による巡回・見積りの実施が困難なことから、当該区域の平成23年耕地面積を計上している。

なお、関係機関からの情報収集によって把握できた面積は計上している。

イ 水稲以外の作物の作付（栽培）面積調査

関係団体に対する往復郵送調査によって把握し、これを職員による巡回・見積り及び情報収集により補完している。

- (10) 対地標本実測調査における標本数及び調査結果（全国）の実績精度

標本単位区：39,369単位区

区 分	標準誤差率（％）
耕地面積（田）	0.18
耕地面積（畑）	0.36
水稲作付面積	0.36

注：標準誤差率（％）＝標準誤差の推定値÷推定値×100

- (11) 調査対象数

区 分	関係団体等調査			巡 回 ・ 見 積 り 市 町 村 数
	対象数 ①	回収数 ②	回収率 ③=②/①	
	団体	団体	%	市町村
陸 稲	28	28	100.0	1,720
麦 類	646	644	99.7	1,720
大 豆	640	635	99.2	1,720
小 豆	138	138	100.0	1,720
い ん げ ん	61	61	100.0	1,720
ら っ か せ い	20	20	100.0	1,720
そ ば	369	347	94.0	1,720
か ん し ょ	154	154	100.0	1,720
飼 肥 料 作 物	259	255	98.5	1,720
果 樹	618	609	98.5	1,720
茶	161	159	98.8	1,720

(12) 統計の表章範囲

掲載した統計の全国農業地域及び地方農政局の区分は、次表のとおりである。

ア 全国農業地域

全国農業地域名	所 属 都 道 府 県 名
北 海 道	北海道
東 北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
北 陸	新潟、富山、石川、福井
関 東 ・ 東 山	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野
東 海	岐阜、静岡、愛知、三重
近 畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中 国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四 国	徳島、香川、愛媛、高知
九 州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島
沖 縄	沖縄

イ 地方農政局

地方農政局名	所 属 都 府 県 名
東 北 農 政 局	アの東北の所属都道府県と同じ。
北 陸 農 政 局	アの北陸の所属都道府県と同じ。
関 東 農 政 局	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡
東 海 農 政 局	岐阜、愛知、三重
近 畿 農 政 局	アの近畿の所属都道府県と同じ。
中国四国農政局	鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知
九 州 農 政 局	アの九州の所属都道府県と同じ。

注： 東北農政局、北陸農政局、近畿農政局及び九州農政局の結果については、当該全国農業地域の結果と同じであることから、統計表章はしていない。

2 統計項目の定義

統計表のうち、主な項目の定義は次のとおりである。

(1) 耕地

農作物の栽培を目的とする土地のことをいい、けい畔を含む。

ア 本地

直接農作物の栽培に供される土地で、けい畔を除いた耕地をいう。

イ けい畔

耕地の一部にあつて、主として本地の維持に必要なものをいう。いわゆる畦（あぜ）のことで、田の場合、たん水設備となる。

ウ 田

たん水設備（けい畔等）と、これに所要の用水を供給し得る設備（用水源、用水路等）を有する耕地をいう。

エ 畑

田以外の耕地をいう。これには通常、畑と呼ばれている普通畑のほか、樹園地及び牧草地を含む。

オ 普通畑

畑のうち、樹園地及び牧草地を除く全てのもので、通常、草本性作物を栽培することを常態とするものをいうが、木本性作物を栽培するものであっても、苗木を栽培するものや1 a以上の集団性がない栽培形態であるものを含む。

カ 樹園地

畑のうち、果樹、茶等の木本性作物を1 a以上集団的に栽培するものをいう。

なお、ホップ園、バナナ園、パイナップル園及びたけのこ栽培を行う竹林を含む。

キ 牧草地

畑のうち、専ら牧草の栽培に供されるものをいう。

(2) 拡張（増加要因）

耕地以外の地目から田又は畑に転換され、既に作物を栽培し、又は次の作付期において作物を栽培することが可能となっていることをいう。

拡張は、開墾、干拓・埋立て又は復旧によって生じる。田畑別にみた場合は、田畑転換によっても生じる。

ア 開墾

荒廃農地、山林、原野、牧野、池沼（公有水面は除く。）又は雑種地を耕地にすることをいう。

宅地、塩田等を耕地とする場合もこれに含めた。

イ 干拓・埋立て

湖沼、その他の公有水面を干拓又は埋立てをして耕地とすることをいう。

ウ 復旧

自然災害によってかい廃した耕地が再び耕地になることをいう。

砂利採取地からの復旧もこれに含めた。

(3) かい廃（減少要因）

田又は畑が他の地目に転換し、作物の栽培が困難となった状態をいう。

かい廃は、自然災害又は人為かい廃によって生じる。田畑別にみた場合は、田畑転換によっても生じる。

ア 自然災害

山崩れ、河川決壊等の災害により、耕地が流失、埋没、陥没又は土砂流入によって、耕地としての利用ができなくなったものをいう。

イ 人為かい廃

(ア) 工場用地

主に工場用地としてかい廃するもので、それに付属する倉庫、資材置場、道路、引込線等の施設用地も含む。

また、鉱業、建設、電気、ガス及び水道関係の施設用地もこれに含めた。

(イ) 道路・鉄道用地

主に産業輸送に使用する道路及び鉄道用地としてかい廃するもので、農林道を除く

道路及び公営私営の鉄道関係の施設用地を含む。

また、航空又は港湾関係の施設用地及び農業用水路以外の水路用地もこれに含めた。

(ウ) 宅地等

主に住宅、学校用地及び公園、その他公共用社会福祉施設、会社等の厚生福祉施設用地としてかい廃するものである。

また、卸売、小売等の商業用地、墓地、ゴルフ場等もこれに含めた。

(エ) 農林道等

主に農林業自体に使用する道路及び用排水路用地としてかい廃するもので、農業資材置場、農産物貯蔵場、農業用倉庫、共同選果場等の農業用施設用地を含む。

また、養魚池、網干場等もこれに含めた。

(オ) 植林

人工造林（種子の直まきを含むが、苗木の栽培は含まない。）で山林としたものである。

(カ) その他

荒廃農地（耕作の用に供されていたが、耕作放棄により耕作し得ない状態（荒地）となった土地）、水没地及び河川用地となったものである。

転用先不明のものもこれに含めた。

(4) 田畑転換

田が畑に、畑が田に現況の地目が変換することをいう。

田畑転換は、耕地内の田（畑）から畑（田）への転換であり、田畑別には拡張・かい廃の面積に計上しているが、田畑計では実質上の拡張・かい廃面積とはならないものである。

(5) 作付面積

水稻、麦等のは種又は植付けをしてからおおむね1年以内に収穫され、複数年にわたる収穫ができない非永年性作物を作付けしている面積をいう。けい畔に作物を栽培している場合は、その利用部分を見積もり、作付面積として計上した。

(6) 栽培面積

果樹、茶等のは種又は植付けの後、複数年にわたって収穫を行うことができる永年性作物を栽培している面積をいう。けい畔に作物を栽培している場合は、その利用部分を見積もり、栽培面積として計上した。

(7) 夏期全期不作付面積

夏期全期（当該地帯のおおむね水稻の栽培期間）を通じて不作付けの状態の本地面積をいう。

(8) 年産区分

統計表示の場合の年産区分は、その作物の収穫年次とした。

(9) 作付（栽培）延べ面積

水陸稲、麦類、かんしょ、雑穀、豆類、野菜、果樹、工芸農作物、飼肥料作物及びその他作物の作付（栽培）面積の合計をいう。したがって、年産区分を同一とする水稻二期作栽培、季節区分別野菜等により、同一ほ場に2回以上作付けされた場合は、それぞれを作付面積とし、延べ面積とした。

(10) 耕地（本地）利用率

耕地（本地）面積を「100」とした作付（栽培）延べ面積の割合のことをいう。

$$\text{耕地（本地）利用率（\%）} = \frac{\text{作付（栽培）延べ面積}}{\text{耕地（本地）面積（7月15日現在）}} \times 100$$

3 利用上の注意

(1) 数値の四捨五入について

ここに掲載した統計数値は、下記の方法によって四捨五入しており、全国計と都道府県別数値の積上げ、あるいは合計値と内訳の計が一致しない場合がある。

原 数		7桁以上 (100万)	6桁 (10万)	5桁 (万)	4桁 (1,000)	3桁以下 (100)
四捨五入する桁（下から）		3桁	2桁		1桁	四捨五入しない
例	四捨五入する前（原数）	1,234,567	123,456	12,345	1,234	123
	四捨五入した数値（統計数値）	1,235,000	123,500	12,300	1,230	123

(2) 記号について

本書の統計表示については、次の記号を用いた。

「0」： 単位に満たないもの（例：0.4ha→0ha）

「－」： 事実のないもの

「…」： 事実不詳又は調査を欠くもの

「x」： 個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないもの

「△」： 負数又は減少したもの

「nc」： 計算不能

(3) 秘匿措置について

統計調査結果について、生産者数が2以下の場合には調査結果の秘密保護の観点から、当該結果を「x」表示とする秘匿措置を施している。

なお、全体（計）からの差引きにより、秘匿措置を講じた当該結果が推定できる場合には、本来秘匿措置を施す必要のない箇所についても「x」表示としている。

4 お問合せ先

農林水産省 大臣官房統計部 生産流通消費統計課 面積統計班

電話：（代表）03-3502-8111 内線 3681

（直通）03-6744-2045

FAX： 03-5511-8771